

## 電波監理審議会（第1073回）議事録

### 1 日時

令和2年3月11日（水）15：00～17：25

### 2 場所

総務省会議室（10階1002会議室）

### 3 出席者（敬称略）

#### (1) 電波監理審議会委員

吉田 進（会長）、兼松 由理子（会長代理）、長田 三紀、  
林 秀弥、日比野 隆司

#### (2) 審理官

藤田 和重、長屋 裕文

#### (3) 総務省

（情報流通行政局）

吉田 真人（情報流通行政局長）、吉田 博史（官房審議官）、  
湯本 博信（総務課長）、豊嶋 基暢（放送政策課長）、  
堀内 隆広（放送政策課企画官）、塩崎 充博（放送技術課長）、  
井幡 晃三（地上放送課長）、吉田 恭子（衛星・地域放送課長）

（総合通信基盤局）

谷脇 康彦（総合通信基盤局長）、田原 康生（電波部長）、  
今川 拓郎（総務課長）、布施田 英生（電波政策課長）、  
片桐 義博（電波政策課企画官）、片桐 広逸（基幹・衛星移動通信課長）

#### (4) 事務局

梶田 昌生（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

## 4 目次

(1) 開 会	1
(2) 諮問事項（総合通信基盤局）	
① 電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令案 （諮問第7号）	1
② 周波数割当計画の一部を変更する告示案（1.9MHz帯及び3.5MHz帯のアマチュア業務の周波数拡張） （諮問第8号）	7
③ 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（航空機地球局へのインマルサットBGAN型の導入） （諮問第9号）	12
④ 航空機局の無線設備等保守規程の認定 （諮問第10号）	16
(3) 報告事項（総合通信基盤局）	
① 電波法の一部を改正する法律案	22
② 令和2年度の電波の利用状況調査	31
③ 「周波数再編アクションプラン」の見直し	38
(4) 諮問事項（情報流通行政局）	
① 日本放送協会に対する令和元年度国際放送等実施要請の変更 （諮問第11号）	43
② 日本放送協会に対する令和2年度国際放送等実施要請 （諮問第12号）	43
③ 放送法施行規則の一部を改正する省令案（放送設備のサイバーセキュリティ確保に関する制度整備） （諮問第13号）	51

④ 株式会社スター・チャンネルの放送事項の変更の許可 (諮問第14号) .....	55
(4) 報告事項 (情報流通行政局)	
① V-Lowマルチメディア放送の終了 .....	58
(5) 閉    会 .....	63

## 開 会

○吉田会長 それでは、電波監理審議会を開会いたします。

総合通信基盤局の職員に入室するようご連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

### 諮問事項 (総合通信基盤局)

(1) 電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令案

(諮問第7号)

○吉田会長 よろしいでしょうか。

それでは、審議を開始いたします。

諮問第7号、電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令案につきまして、布施田電波政策課長からご説明をお願いいたします。

○布施田電波政策課長 諮問第7号、電波の利用状況の調査等に関する省令の一部改正につきまして、説明資料を用いましてご説明させていただきます。

説明につきましては、参考資料の右肩上にあります、3ページからご説明させていただきます。

まず、電波の利用状況調査の概要でございます。

この調査は、電波法第26条の2の規定に基づく調査でございます。必要な電波の再分配などに資することを目的として、平成15年度より実施してございます。具体的には、周波数帯を3つに区分して、毎年1つの区分ごとに3年周期で調査しております。

また、平成30年度からは、携帯無線通信及びいわゆるBWAについて毎年調査をしてございます。

調査の流れでございますが、中ほど横に丸が3つ並んでございますが、まず、左側に定例調査がございます。2つ目が、携帯無線通信等の調査がございます。3つ目として、臨時調査がございます。いずれの調査も、調査の結果の公表にあわせて、評価結果（案）に対する意見募集を実施した上で諮問させていただき、答申をいただいた際には評価結果として公表しております。評価結果については、周波数割当計画等に反映させていただいてございます。

次の4ページ目をご覧ください。

経緯でございますが、規制改革推進会議の答申、規制改革実施計画において、利用状況調査を拡充することとされてございます。これを受けまして、電波有効利用成長戦略懇談会で議論いただきまして、具体的な見直し案が提言されたところでございます。

見直しの内容については、次の5頁目で説明しますが、一番下のポツについてご紹介させていただきます。

こちらは公正・中立な機関が調査全般に関与できる仕組みとなっておりまして、評価案が電波監理審議会の諮問事項であることを踏まえまして、調査実施前の実施報告、意見募集前の評価結果案も電波監理審議会に報告させていただく予定でございます。こちらにつきましては、昨年7月の電波監理審議会においても説明させていただいたところでございます。

次の5ページ目をご覧ください。

省令等の改正のポイントでございます。4つございます。

1つ目は、調査周期の見直しでございます。より実情に近い利用状況を迅速に把握するために必要と考えてございます。現行の区分は、左側に書いてございますが、①の周波数帯は、船舶、航空、放送など従前から使われているシス

テムに使われております。②の周波数帯は、主に移動通信システムに使われております。③の周波数帯は、固定業務、衛星通信、レーダーなどに使われております。

これを右側の見直し後では、2つに分ける予定でございます。これは、3.4GHz超につきましても、5Gなどさまざまな移動通信システムの活用が期待されていることから、714MHz超の周波数帯を一体として調査するのが効果的と考えて、2つに区分するものでございます。

2つ目が、重点調査の実施でございます。利用状況をより正確に把握することが必要と認める周波数帯の電波利用システムにつきましては、無線局ごとの調査、また、発射状況調査を実施するものでございます。重点調査の対象となる要件は告示において定めるものとしてございます。

資料の中ほど左側に、告示の内容を書いてございます。重点調査の対象として大きく4つございます。1つ目は、周波数割当計画において、使用期限等が定められているシステム。2つ目は、周波数再編アクションプランにおきまして、例えば、デジタル化または周波数移行などの対応が求められているシステム。また、3つ目といたしましては、新たな電波利用システムに需要がある周波数を使用するシステム。4つ目は、国際的動向から、例えば、デジタル化への移行などが求められているシステム。こういうものを重点調査の対象にするものでございます。

3つ目が、電波の有効利用度合いの評価でございます。こちらは告示でございますので諮問事項ではございませんが、例えば、重点調査に対しては、利用時間などの指標別の利用の度合いを評価することとしてございます。また、調査結果の分析のほか、システムの社会的重要性なども考慮した総合評価とするものでございます。

4つ目がその他の規定の整備でございます。現在、登録局の調査は総務省が

持っております総合無線局管理システムのデータを集計する調査をしていただきますけれども、今後は登録局の登録人に対しても調査票による調査をいたします。また、免許不要局の台数調査につきましても柔軟な実施を可能といたします。柔軟な実施の意味合いといたしましては、これまで全数調査としていたしましたが、例えば、10年前に出荷したものは調査対象としていないなど柔軟に対応していくというものでございます。

次の6ページ目をご覧ください。

この省令案に対しまして、1月25日から2月25日まで意見募集を行いました。9社から回答をいただきました。放送事業者が6社、通信事業者が3社でございます。

放送事業者の方々は同じ意見でございますので、1つご紹介させていただきます。同じページでございます。こちらは日本テレビからのご意見でございます。1点目は調査周期が3年から2年になるということで免許人に過度な負担にならないように配慮してほしいということでございます。これに対しましては、総務省からは十分に配慮して、調査内容の詳細については検討を進めてまいりますと回答しているところでございます。

2つ目は、有効利用度合いの評価において、社会的重要性等も考慮した総合評価となっているところ、評価基準の策定時における公平性、透明性の確保をお願いしますというものでございます。総務省の考え方でございますが、評価基準は評価案とあわせて提示することとなっております。その際に、社会的重要性を考慮した総合評価をさせていただきます。社会的重要性でございますが、これは国の安全保障に役立っているものであったり、また、システムが新しい産業の創出につながっているということであったり、また、新たな技術開発等科学技術の進歩に役立っているなど、そのようなものを評価するものでございます。

3点目でございますが、重点調査につきまして、実は今年、別件で臨時調査をしてございまして、それに対して免許人の方が負担を強いているとおっしゃられてございまして、今後の調査におきましては過度な負担にならないように配慮を望むということでございます。総務省の考え方としては、十分に配慮しながら、調査内容の詳細について検討を進めていきますと回答しているところでございます。

1つ、通信事業者の方々コメントもございました。通信事業者の方々も賛同というコメントでございます。

本日、答申をいただきましたら、こちらの省令改正案は4月1日の施行日を予定いたしまして、改正の作業を進めていく予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、委員の皆様から何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

はい、どうぞお願いいたします。

○日比野委員 特に異議はございませんけど、電波利用ニーズが急拡大する中、より効率的な電波利用が求められると。そういった状況から利用状況調査の周期の変更、短期化、それから重点調査の規定、加えて調査の全体プロセスにおいて、審議会が関与するという機会が増えるのは極めて適切であろうと思えます。

意見募集の中で、放送事業者のところからは、負担軽減に関する要望は一様に出ておりますので、これにつきましては、ご説明あったとおり、極力調査対象者の負担を減らすような効率化を常に追求していただければと思っています。

以上です。

○布施田電波政策課長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。



○吉田会長 はい、どうぞ。

○布施田電波政策課長 実は放送事業者の方々から、今年の調査で作業の負担があったというコメントを一様にいただいております。実は、本年度、新しい施策といたしまして、5Gの今後の周波数帯の候補周波数帯を探るために臨時調査をしてございます。そこで、放送事業者が使っている周波数帯も対象になりまして新しく調査をさせていただきました。ほんとうに初めての取り組みでございました。

ですので、測定をすると言いましても、先方の基地局の近くに測定機を置かせてもらう。そのためには、屋上に上がるために許可を取るとか、調査に行くためには免許人に付き添っていただかないといけないとか、さまざまな作業が発生したところでございます。ただ、これは1年目でございましたので、これは反省いたしまして、そこは改善して今後、取り組んでいきたいと思っております。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

私も伺っております、大変結構な案ではないかと感じました。事業者の方も大変でしょうが、多分総務省サイドでもいろいろと負担が増えるのではないかと思います、どうぞよろしく願いいたします。

それで、1点だけ確認させていただきたいんですけれども、今回の改正により新たに重点調査の実施が可能になるとのことですが、これは今回、3区分3年周期から2区分2年周期へ見直されたものだけじゃなくて、平成30年でしただけでしょうか、毎年調査が行われるように改正されました携帯無線通信等につきましても重点調査の対象になってくると理解してよろしいんですね。

○布施田電波政策課長 対象となります。

○吉田会長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

特にほかにご意見がないようでしたら、諮問第7号につきましては、諮問の

とおり改正することが適当である旨の答申を行いますよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それではそのように決することといたします。ありがとうございました。

(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案 (1.9 MHz z 帯及び3.5 MHz z 帯のアマチュア業務の周波数拡張)

(諮問第8号)

○吉田会長 それでは、続きまして諮問第8号、周波数割当計画の一部を変更する告示案(1.9 MHz z 帯及び3.5 MHz z 帯のアマチュア業務の周波数拡張)につきまして、布施田電波政策課長からご説明をお願いいたします。

○布施田電波政策課長 諮問第8号、周波数割当計画の一部を変更する告示案につきまして、説明資料を用いてご説明させていただきます。

まず、概要でございますが、令和元年9月に改定しました周波数再編アクションプランにおきまして、アマチュア業務につきまして、既存の業務用無線の動向などを踏まえ、見直しを検討するとなっていたところでございます。

本件はこれを受けまして、可能な限りアマチュア局の国際的な使用周波数の調和を図るため、1.9 MHz z 帯及び3.5 MHz z 帯のアマチュア業務の周波数を拡張することとし、周波数割当計画の一部を変更するものでございます。

変更の概要につきましては、次の2ページ目をご覧ください。

まず、1.9 MHz z 帯でございます。上段に諸外国のアマチュア業務の割当て状況を、下段に日本におけるアマチュア業務の割当て状況を示してございます。周波数を拡張する帯域でございますが、一番下の変更後のところを見ていただきまして、①となっているところ、1800 kHz を超え1810 kHz 以下

の周波数の区分において、無線標定業務の使用がなくなったことを踏まえまして、まず、無線標定業務を削除して、新たに無線業務を一次業務として追加いたします。また、下の表で②となっておりますが、1825kHzを超え1875kHz以下の周波数区分においては、既存業務と周波数を共用することで、既存業務の無線局の運用を保護する観点から、アマチュア業務を二次業務として新たに追加するものでございます。これによりまして、アジア・太平洋地域との国際的な調和が可能となるものでございます。

続きまして、3ページ目をご覧ください。

3.5MHz帯でございます。周波数を拡張する帯域でございますが、一番下の下段の変更後のところを見ていただきまして、まず、3575kHzを超え3580kHz以下、及び3662kHzを超え3680kHz以下の周波数区分におきまして、既存の固定・移動業務と周波数を共用することとしまして、また、既存業務の運用を保護する観点から、アマチュア業務を二次業務として追加するものでございます。これにより、国際的な調和のとれた周波数利用が拡大するものとなります。

続いて4ページ目をご覧ください。

この変更案につきまして、本年1月18日から2月17日まで意見募集を実施いたしました。法人・団体から3件、個人の方から166件、合計169件の意見の提出があったところでございます。

内訳といたしまして、賛成意見が116件、賛成ですが、さらに要望がありますというものが46件、要望意見のみのものが6件、反対意見が1件となっておりますところでございます。以下に概要をまとめてございます。

まず、要望意見が3つございまして、1点目は諸外国と同様に連続した周波数割当てを希望するというものが48件ございました。また、2点目でございますが、2015年に開催されたITUのWRCにおきまして、5MHz帯が

割当てされてございます。それを国内割当てにも希望するというものが4件ございました。3点目は、国際分配を考慮して、二次業務ではなくて一次業務として分配を求めるといったものが2件ございました。

これらのご意見につきましては、今後のアマチュア業務の利用ニーズ、また、既存の無線局の方がいらっしゃいますので、既存の無線局の利用状況などを考慮して、引き続き、検討していきたいと考えておるところでございます。

反対意見でございますが、1.9MHz帯、また3.5MHz帯の無線局のアンテナは非常に大きな長いアンテナになっていることから、周辺住民への配慮を欠いた無線局の設置運用が見られるということから反対というご意見でございます。これにつきましては、アマチュア局を開設、また運用する際には近隣住民の方々に十分に配慮し、また理解を得ていただくようにということを免許人、さらには業界を通じて、引き続き、周知、啓発を行っていききたいと考えてございます。

5ページ目をご覧ください。

参考として、5MHz帯の周波数の割当て状況につきまして、割当計画の一部を抜粋したものでございます。WRCで割り当てられましたのは、中ほどの5351.5から5366.5kHzのところでございます。こちらにつきましては、国内では公共業務用として実際使用しているという状況から、アマチュア業務に周波数を割り当てることは困難な状況でございます。引き続き、検討していきたいと考えてございます。

最後に、施行日でございますが、本変更案につきましては、答申をいただいた後、速やかに周波数割当計画告示を変更していくこととなります。

以上で諮問第8号の告示案のご説明となります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、委員の皆様方から何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○兼松代理 よろしいでしょうか。

○吉田会長 どうぞ。

○兼松代理 今般、アマチュア無線の国際的調和の観点から、できる限りアマチュア無線の方にも周波数を開放するという施策だと思いますけれども、そして、海外におきましては非常に広い範囲で周波数が割り当てられているところもあると伺っておりますけれども、日本におきまして、アマチュア無線のニーズといいますか、今後もどんどん周波数の割当てを広げていくべきなのかどうなのかということにつきましては、どのような今、お考えでいらっしゃいますでしょうか。

○布施田電波政策課長 アマチュア局を運用されている方々の数は、運用されている局自体の数は、この10年、20年の間に大分減ってきている、少なくなってきた現状がございます。

ただ、一方で、先ほどご紹介いたしました、ITUなど世界的な周波数分配の中では、アマチュア業務への周波数追加分配という議論がまだあるところでございます。両方を見ながら、割当てができるものは調整をしながら割当てをしていくということになります。

今回も、2つのバンドにつきまして、一部二次業務としてでございますが、割当てしましたのは、既存業務の方と調整をしながら、現在の短波帯の、このような使い方であれば混信回避ができるとか、ある程度ご理解をいただきながら、割当てをしているところでございます。従って、一概にこれは減っていく、増えていくとはなかなか言いにくいところではございますけれども、状況に合わせて対処していきたいと考えてございます。

○吉田会長 よろしいでしょうか。どうぞ。

○日比野委員 この改正の目的の大きなものはワイヤレス人材を育成、裾野を広げようということのように聞きました。人材の裾野を広げるために周波数を追加で割り当てる、これは異議ございませんけど、ほっておくと減ってきているわけですから、アマチュア無線利用の魅力の発信とか、しかるべき対応を行わないと制度改正の趣旨のコアの部分が生かされない可能性もあるんじゃないかと懸念します。若い世代はスマホネイティブで、赤ん坊のころから育ってしまいますので、なかなかアマチュア無線に行かないんじゃないかと思ったりするわけですが、何か特別な対応を考えておられるのかどうか、お伺いできればと思います。

○布施田電波政策課長 ありがとうございます。

今回、周波数割当計画のご紹介ということで、国際運用がしやすいようにする取り組みの1つをご紹介させていただきました。これ以外の取り組みといたしまして、今、委員ご指摘のとおり、アマチュア無線に触れる機会をもっと増やしていくべきだというお考えも多く、例えば、アマチュア無線の操作をするためには資格が必要で、資格を持った人しか発信できない、マイクの前でしゃべれないというのが現状になってございますが、その部分を、例えば、有資格者の方がそれを監督しているところにおいては、無資格者の方が話せる、さわられるように制度改正をしているところでございます。

こういうことをしますと、例えば、イベント、学園祭などで、物理部がアマチュア無線局と並んでいるところで、学生がさわってみたいと言ったときに、横に資格者がいれば、さわってごらんと無線機をさわられて、アマチュア無線のおもしろさとか有用性とかに気づいていただけるようになるのかと思います。

そのような方がもっとアマチュア無線に触れられるようにする制度整備も進めているところでございます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

1点、追加分配についてお伺いしたいんですけど、今回追加分配されます4つの周波数区分のうち、2ページの①以外は二次業務としての追加ということで、先ほどのご説明でも既存業務と調整を行いながらという話だったんですけど、そのあたりの調整というのは簡単にというか、円滑にできるものなのでしょうか。教えていただけるとありがたいのですが。

○布施田電波政策課長 既存の方は一次業務ですので、二次業務から妨害を受けたときには、すぐ妨害がありますと、すぐに電波を止めなさいということになるわけですがけれども、電波を止めなさいと言うためには、どこに発信元があるか、誰が電波を出しているのかははっきりしなくてはならないわけです。

従って、既存局の方の一番の関心事項は、問題が起きたときに、どのチャンネルで混信が生じていることを、しっかり確認できるような形になっていれば、今回はご理解をいただいたということで、二次業務としてですけれども、割当てをさせていただきました。

○吉田会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

それでは、ほかにご意見等ないようでしたら、諮問第8号は諮問のとおり変更することが、適当である旨の答申を行いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。ありがとうございました。

(3) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (航空機地球局へのインマルサットB G A N型の導入)

(諮問第9号)

○吉田会長 それでは、続きまして諮問第9号、電波法施行規則等の一部を改

正する省令案（航空機地球局へのインマルサットB G A N型の導入）につきまして、片桐基幹・衛星移動通信課長からご説明をお願いいたします。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 基幹・衛星移動通信課長の片桐です。

諮問第9号説明資料に沿ってご説明させていただきます。

電波法施行規則等の一部を改正する省令案ということでして、こちらにつきましては、航空機の安全運行または正常運行に関する通信を行う航空機地球局につきまして、現在、M T S A T、これは国交省が運営している通信衛星です。及び、インマルサットシステムの第3世代システムというものが利用されております。第3世代システムがずっと利用されてきていたところですが、2017年にインマルサットの第4世代システム、これは第3世代システムよりも高速通信が可能になるシステムですが、インマルサットB G A N型という形での利用が、国際民間航空機関であるI C A Oにおいて承認されまして、現在では、海外で既に利用されております。

今般、国内の航空運送事業者から管制通信利用の要望がありまして、我が国においても当該システムの導入に向けた制度整備を行うため、電波法関係省令の3つを整備したいと考えております。

3ページ目に、どのような通信を行っているかというイラストがあります。こちらはご参考としていただきまして、4ページ目に省令案の概要があります。3つ目の丸になりますけれども、無線設備規則において、今般インマルサットB G A N型の技術的条件というものを追加いたします。この中にいろいろな副次的な電波の発射限度とか一般的条件、変調方式、送信速度、その他さまざまな規定を行うのですが、特に変調方式のところ、Q A Mという方式が今回、第4世代になりますと入ります。Q A Mのシステムが入ることによりまして、電波法施行規則において、電波の型式がDという表示を新たに平均電力表示設備として追加する必要があります。



また、同様に4ページ目の2つ目の丸になりますが、無線局運用規則におきまして、航空機が安全航行や正常航行を行う際に電波を聴取するという事になっていますが、この際対象となるシステムの電波型式として、D7Wというものを追加するという事です。D7Wが何かということは、下の米印の2で書いていますので、適宜ご参照いただきたいと思います。

つきましては、こちらの3つの電波法関連省令案につきまして改正をさせていただきますように思っております。

なお、本制度改正に先立ちまして、パブリックコメントを行いました。概要を6ページのほうにお示ししておりますが、3者から意見の提出がありました。このうち2者につきましては、本件とは直接の関係ないご意見でしたので、今回、参考とさせていただくということでして、最後の3つ目の移動体衛星通信協議会といったところからご賛同のご意見、その他幅広く、今後の移動体衛星間通信の技術に関するご意見があったところです。

そういった中で、2ページのほうに戻っていただきたいのですが、本日、ご答申をいただきました場合には、速やかに3つの電波法関係省令を改正したいと思っております。

そういった形で、進めてまいりたいと思っておりますので、ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田会長　ご説明どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、何か委員の皆様方からご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

1つだけ確認させていただきたいんですけど、3ページのところで、これまでは国交省のMTSAT衛星とインマルサットの第3世代衛星を使っておられたとのことですが、そのうちの、MTSAT衛星は今月末でサービスが終了するのでしょうか。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 はい。

○吉田会長 今後新しい衛星に更新するという計画は全くないのでしょうか。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 お答えいたします。MTSATにつきましては、3月いっぱいサービスを終了するという予定です。

○吉田会長 インマルサットにつきましては、現状は第3世代ですが、もう既に2017年からは新しい第4世代衛星が承認されて、導入されているということで、今回、それに移行したいということなんですね。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 はい。そういうことです。

○吉田会長 わかりました。じゃあ、これまでは日本の国交省が頑張っておられましたけれども、今後は世界共通というか、インマルサットという国際的な組織の衛星を利用していこうということですね。ほかの国も大体こういう形で進めておられるのでしょうか。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 他国におきましても、インマルサットの衛星のほかにもあるかもしれませんが、こういった形で行われております。なお、国交省の役割については、今般、自らの衛星はなくなりますが、インマルサットのサービスを使って、引き続き、聴取等を行っていくということになっております。

○吉田会長 わかりました。どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○兼松代理 1点お伺いします。

今回、導入されますと、実際の運用というのはいつからになるのでしょうか。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 こちらは、制度改正の諸手続が終わった後に、官報公示がありまして、こちらがおそらく5月ぐらいになるのではないかと考えております。それをもちまして、即日施行ということになります。

○兼松代理 それで、直ちに運用されるということですか。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 はい。第4世代のシステムを取りつけた航空機が今年、航空運送事業者に導入される予定です。

○兼松代理 わかりました。

○吉田会長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、特にほかにご意見等ないようでしたら、諮問第9号は諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。ありがとうございました。

#### (4) 航空機局の無線設備等保守規程の認定

(諮問第10号)

○吉田会長 それでは、続きまして諮問第10号、航空機局の無線設備等保守規程の認定につきまして、片桐基幹・衛星移動通信課長からご説明をお願いいたします。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 それでは、諮問第10号説明資料に基づきまして、航空機局の無線設備等保守規程の認定につきまして、ご説明させていただきます。

2ページのほうに飛んでいただきまして、本件、航空機局の無線設備等保守規程の認定につきましては、昨年に続きまして2回目となります。平成29年度に電波法等の改正が行われまして、それに基づきまして、免許人がこれまでの既存の無線局定期検査にかわり得るものとして、無線設備等保守規程といったものの認定を受けることによりまして、自らPDCAサイクルを回すことにより、柔軟な、かつ効率的な保守が可能になるということにして、そのかわり、

毎年定期的に、実際の無線設備の保守点検、あるいは、故障等の状況について、きちんと報告をしてくださいという仕組みになっています。

この制度ですが、2 ページ目の下の右側のほうになっています。保守規程の主な記載項目につきましては、上の黒い四角のところにあるようなもので、組織体制、それから、信頼性管理の目標管理値、実施方法の間隔、それから、保守の品質管理の概要、対処措置の概要といったものを記載しているものが保守規程となります。

保守規程を認定するに当たりましては、3 ページにある審査基準といったものに即している必要があります、大きく2 点申し上げますと、総務省で定める期間ごとに航空機等の無線局の技術基準適合性が確認されるものであるということと、申請に係る航空機等に係る基準適合性を十分に確保するという事です。これは要するに、今、2 ページ目の表でご覧いただきましたが、定期検査につきまして、1 年ないし2 年ごとに無線機の定期検査を行っていたものが、一部のものについては認定を受けることによって、検査間隔が緩和されるということです。

3 ページ目の主な審査ポイントにつきましては、①から⑧に記してあるとおりでして、施設・設備概要、組織の概要、それから信頼性管理の目標値、実施方法、点検・保守の間隔、品質管理、技術的な情報のアップデート、信頼性管理における分析、処置対策の概要といったものになっています。

4 ページ目に認定申請の概要全体につきまして、今般、7 者から保守規程の認定申請がありましたので、示しています。7 者合計304 の航空機局でして、日本航空、ジェイエア、ZIPAIR Tokyo、春秋航空日本、こちらにつきましてはJALの子会社でありますJALEエンジニアリングといったところに全面的に委託しています。その他の日本トランスオーシャン航空、ジェットスター・ジャパン、ソラシドエアにつきましては、一部をJALEC等に委

託し、残りは自社で点検を行うといったことになっています。

全ての申請をきちんとご説明をする時間はありませんので、5ページからの日本航空の無線設備等保守規程の概要につきまして、簡単にご説明いたします。体制のほうもしっかりしていきまして、必要な無線設備の点検確認を行う者が整備されておりまして、また、点検間隔もきちんと定められているということです。

6ページ目のほうにいきますと、実施の概要につきましても、法令の審査基準に則した形にきちんとされています。

その他の航空会社につきまして、9ページ以降、適宜審査しています。いずれも、法令に定める審査基準をきちんと満たすようなものになっていますので、こちらの説明は割愛させていただきますが、何かありましたら、ご質問等いただければと思います。

21ページに飛んでいただきまして、審査結果です。これも日本航空、及びその他3者の審査結果です。確認の意味で、全て適ということです。

この後、ほかの航空会社につきましても、審査結果を表示しています。

以上、簡単な説明になってしまいましたが、航空機の無線設備等保守規程の認定の申請及び審査結果の概要になります。1ページ目に戻っていただきまして、認定の期日ですが、もし答申をいただけた場合には、申請者に対して4月1日に認定を行う予定です。

それでは、ご審議のほうよろしく願いいたします。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、委員の皆様方から何かご質問やご意見等ございましたらお願いいたします。

○兼松代理 確認でございますけれども、自社整備と外部委託両方使っている会社の場合は、無線設備等保守規程をそれぞれについて作成されているという

理解しておりますけれども、そのような理解でよろしいでしょうか。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 はい、ご指摘のとおりでして、一部のみ自社保守という場合には、機種によって、この機種は自社整備、これ以外は他社へ委託という形になっておりますので、それぞれにつきまして、きちんと管理値を定めるということです。

○兼松代理 ありがとうございます。

○吉田会長 はい。

○日比野委員 よろしいでしょうか。過去の経緯は存じ上げないのですが、昨年、ANAグループのほうは済ましているという状況で、JALグループが今年の申請となったということについて、これはJALグループの体制整備に時間がかかったということでしょうか。あるいは、審査側のボトルネックなのか。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 そちらにつきましては、前者のことです。申請する側の事情です。昨年はANAグループほか申請を希望したものです。

○日比野委員 早く準備が整ったということですか。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 はい。JALのほうは、昨年度は申請がなかったということです。

○日比野委員 これでもう大体、申請してくるであろうところは出てきたのでしょうか。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 最近ローコストキャリアも多数出てまいりましたので、無線局の局数で言いますと、かなりの割合が今回、自主的な保守点検の中に含まれるのですが、者数で言いますと、まだLCCの数が多くありますので、そちらはまた今後の申請を待つ形になるかと思えます。

○日比野委員 じゃあ、また来年もある可能性があるということですね。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 はい。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

このスキームは、実際には今、お話がございましたように、昨年度から具体的に開始されて、約1年経過したわけですが、このスキームが無線設備等の保守を行う上で、従来の制度と比較して遜色のない信頼度で運用されていくかどうかの判断は、少し時間がたたないとわからないのかなと思うんですけれども、そういう意味では、この制度を何年か続けられて、毎年定期報告を受けられたのちに、このスキームのままでいいかどうか、いずれは何らかの判断をされるという形になるのでしょうか。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 ご指摘ありがとうございます。

おっしゃるとおりでして、例えば、一番大事なものであります管理値の設定の方法ですとか、あるいは実績の評価といったものについては、昨年度認定したANAグループ等の各者の実績につきましては、6月末までに報告をいただく予定となっています。また、その結果につきまして、評価会というものを別途開催しておりまして、そちらのほうでも、今後どういうふうに報告を受けて、業界全体として、報告を受けた、例えば故障等のデータなどを活用していくかということも現在、議論しておりまして、おそらく9月ぐらいにはこちらの審議会にも報告できるように準備しているところです。

いずれにしても、おっしゃるとおり、例えば管理値1つを統一するというのも非常に、一筋縄ではいかない作業ではありますが、いろいろと比較可能な形で、管理値をうまく実績を捉えて比較しながら、業界全体で何かシェアできるような故障の実績とか、こういった予兆があると故障が起きやすいとか、そういったことが何かできないかということは検討しています。

また、見直しについてですけれども、法施行から5年後に、この制度については見直しをするということになっています。

○吉田会長 わかりました。ありがとうございました。

ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご意見等ないようでしたら、諮問第10号につきましては、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行いますよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それではそのように決することといたします。ありがとうございました。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございました。

## 報告事項（総合通信基盤局）

### (1) 電波法の一部を改正する法律案

○吉田会長 それでは次に、報告事項になりますが「電波法の一部を改正する法律案」につきまして、片桐電波政策課企画官からご説明をお願いいたします。

○片桐電波政策課企画官 報告説明資料を1ページおめくりいただきまして、2ページをご覧ください。

今回、電波法の一部を改正する法律案の内容は主に4点でございます。ダイナミック周波数共用の実用化に向けた制度整備、周波数の経済的価値を踏まえた割当手続の対象追加、技術基準不適合機器の流通抑止、衛星放送の受信環境整備支援事業の期限の延長の4つでございます。

このうち、1番と3番につきましては、昨年11月の電監審の場で、電波有効利用成長戦略懇談会 令和元年度フォローアップ会合 追加提言案についてご報告させていただきました内容を踏まえたものになってございます。個別の案件につきまして、次のページ以降で、詳しくご説明したいと思います。

では、3ページ目をご覧ください。ダイナミック周波数共用の実用化に向け



た制度整備でございます。5G用周波数を更に確保するため、他の無線システムと柔軟かつ動的（ダイナミック）に周波数を共用することが必要でございます。そのためのシステムを、令和元年度と令和2年度の予算で開発することになっていますが、令和3年度からシステムを運用する必要がございます。このシステムの運用業務を、電波法上の指定法人である、電波有効利用促進センターの業務に追加するものでございます。

具体的にどのようなシステムかと申しますと、真ん中にある図でございますが、現行は2つの異なった無線システムが同一の周波数を共用する場合、十分な離隔距離をとった形で、お互いが混信しないように運用しているところでございます。これをもう少し有効に周波数を使うため、右側、将来とありますが、システムを使うことによりまして、地理的にはより密に共用できるようにし、また、時間帯で、例えば、衛星が使っていない時間帯につきましては携帯電話で使うことができるといった、より柔軟に周波数の使用ができるようにするものでございます。

システムの運用につきましては、下の左にあります、電波有効利用促進センターに行ってもらいたいと思っております。

理由は2つでございます。1つは、右下に、電波有効利用促進センターの主な業務とあります。1番目、3番目、4番目の業務が、既に電波有効利用促進センターの業務として行われているものでございますけれども、特に1番目の無線局の混信調査等に関して照会及び相談に応ずる業務は、今回のシステムの運用業務と非常に親和性があるものでございます。もう一つ、今回、システムを運用するに当たりましては、無線局情報といった一般には公開されていない機微な情報を扱うことがありますので、秘密を保持する義務をかける必要がございます。電波有効利用促進センターにつきましては、その点もしっかりと担保できておりますので、その業務に追加するものでございます。

それでは、4 ページ目をご覧ください。

2 つ目の改正事項、周波数の経済的価値を踏まえた割当手続の対象追加でございます。これは V-H i g h 帯域の電波の有効利用を図るために、特定基地局開設料に関する制度の対象に、V-H i g h 帯域を活用した携帯端末向け放送を追加するものでございます。特定基地局開設料に関する制度とは、特定基地局の開設計画の認定に当たりまして、周波数の経済的価値を踏まえて申請者が申し出る額、これを特定基地局開設料と申しますが、これを考慮して審査するという制度でございまして、昨年（令和元年）の電波法改正により導入された制度でございます。

もともと特定基地局の開設計画の認定制度の対象は、携帯電話と、もう一つ、移動受信用地上基幹放送の2種類がございましたが、昨年の電波法改正の時点では、V-H i g h 帯域をどのように使うかがまだ検討中でありまして、立法事実がないということで、これについては見送り、携帯電話のみを対象にしたものでございます。このため今回の具体的な改正事項としましては、「特定基地局開設料の額（移動受信用地上基幹放送を除く。）」を、単に「特定基地局開設料の額」とすることによりまして、今回、移動受信用地上基幹放送についても、制度の対象にする法改正をするものでございます。

それでは、次の5 ページ目をご覧ください。

技術基準不適合機器の流通抑止でございます。これは技術基準に適合しない無線機器の流通抑止の実効性を高めるため、無線設備の製造業者、輸入業者、販売業者に対する勧告・命令の発動要件を緩和するものでございます。

真ん中の図にありますように、現在、無線機器を製造、輸入、販売する業者に対しましては、技術基準不適合機器が流通しないように努力する義務がかかっております。また、その義務を担保するために、勧告・公表・命令・罰則をかけられる制度がございます。

ただ、現在の仕組みでございますと、勧告・命令の発動要件が厳しいことで、なかなか担保措置を発動することができない問題がございます。具体的には、左下に、現行とありますように、現在、勧告の発動要件は、広く販売された場合に重大な悪影響のおそれがある場合に加えまして、実際の混信等の発生を条件にしております。

ただ、一度混信が起こらないと、事前に混信等の発生を予測できる場合であっても、勧告を発動できないのは適切ではないため、今般、右側の改正後とありますように、広く販売された場合に重大な悪影響のおそれがあるという要件は残しつつ、実際に混信等が発生しなくても、混信等のおそれのみで発動できるようにする改正をするものでございます。

また、命令につきましても、現行の規定では重要無線通信を行う無線局への混信等が、これも実際に発生した場合に限られておりました。これも同様な理由で、おそれでも命令ができるようにするとともに、重要無線通信以外であっても、適正な運用の確保が必要な無線局については命令を発動できるようにするものでございます。

なお、適正な運用の確保が必要な無線局は、総務省令で規定することとしておりますので、今後、実際に省令を策定する際には、電波監理審議会のご審議をいただく形になります。

それでは、次のページをご覧ください。

4点目、最後の改正事項でございます。衛星放送の受信環境整備支援事業の期限の延長でございます。これは平成30年12月より、新4K8K衛星放送が開始されました。ただ、真ん中の補助のイメージ図で赤囲みしております、ブースター、分配器、壁面端子といったものの施工が不適切であったり、あるいは、不適合なものを使っていたりしますと、ここから電波が漏れいしまして、無線LAN等に悪影響を及ぼすおそれがございます。

このため、電波が漏えいしやすい受信設備を改修して、適切な受信環境を整備するために、現在、電波利用料で補助事業を実施しております。これは平成30年度から2年間行っているものです。ただ、この2年間における当初の補助予定世帯数は12万世帯だったのですが、なかなか思ったように4K8Kテレビが普及しなかったこともありまして、実際、対策が完了する世帯数は半分の約6万世帯の見込みでございます。

このため、残りの世帯についても補助をしっかりと実施するため、2年間期限を延長しまして、残りの6万世帯に対しても補助事業を実施していこうという改正でございます。

以上、4点が電波法の改正事項でございます。私からの説明は以上です。

○吉田会長 どうもご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、何か皆様のほうから、ご質問とかご意見等ございましたら、お願いいたします。

○林委員 よろしいでしょうか。

○吉田会長 どうぞ。

○林委員 ご説明ありがとうございました。

4頁の周波数の経済的価値を踏まえた割当手続の対象追加についてお伺いしたいのですが、今回、V-H i g h帯域を活用した携帯端末向け放送を追加するということなのですが、これ自体は賛成ではございますが、この立法趣旨を確認させていただければと存じます。立法趣旨は、一言で言うと、電波の有効利用促進策ということだと存じますが、もう少しブレークダウンして言うと、例えばV-H i g h帯域でない帯域でも同じ使い方ができるのであれば、この帯域は限られた帯域でありますので、他の帯域の使用を検討していただく、といったことも考えられるわけで、金銭的な価値評価とその帯域を使ってサービスを行うことの社会的意義・公益性のバランスが重要だと思っております、

電波法の体系全体を見渡した上での割当方針を考える必要があると思いますが、その点について立案者の意図、いわゆる免許の方針を予め示しておく必要があると思いますが、そのあたり、もし追加でご説明いただければ大変ありがたいと思います。

○片桐電波政策課企画官　あくまでも、開設計画の認定制度といいますのは、相当数の基地局を打つものを対象にしたものでございまして、一個一個、個別に免許申請するのではなくて、一定期間独占的に、排他的に免許を申請できる権利を認めると、こういうことを認定する制度でございまして。

この趣旨に合致するものとして、現時点においては、携帯電話の無線通信と移動受信用地上基幹放送の2種類が想定されておりまして、それが電波法に規定されているところでございます。

この趣旨に合うような新たな形態が出てきた場合は、また、それも勘案しまして、必要があればこの制度に加えるということが考えられはしますが、現時点においては、この2つだと我々は考えているところでございます。

○林委員　ありがとうございます。昨年5月に成立した改正電波法の制度の中で、非常に広いエリアを数年かけて整備する場合は、計画の作成をしてから無線局の置局を求める制度、逆に言うと、整備が終わるまでは一種のリザーブ権を与える制度を設けられたところですけども、最大5年間は、認定された者以外は無線局の特定の帯域では開設できない、つまりその間、じっくりとネットワークをつくってください、というその努力と、開設料額とのバランスというのが気になったもので、最初の開設料はたくさん支払って、その後の割り当てられたリザーブ権という独占的な地位に安住して、十分電波の有効活用のための努力をしない、ということにならないようにしないといけないのではないかと。限られた資源である周波数帯を、事業者の創意工夫を一層促すような、具体的には、投資をしてそれに見合うリターンも期待でき、それでいて社会的な意義

や公益性も両立できるかたちでの事業計画かどうかの審査も必要なんじゃないかと。これはいわゆる周波数オークションの話でも共通する部分かと思うんですけども、そのあたりが、従来いろいろ気になっていたものですから、質問させていただきました。

○片桐電波政策課企画官 その観点で申しますと、携帯電話についてでございますけれども、今回、開設料の額を審査項目に入れる試みは初めてということもございまして、現在、特定基地局の開設料の標準的な金額に関する研究会を開催しております、どのような算定額、方式が適当なのか、今、検討しているところでございます。

○林委員 そうですか。そういう検討のスキームがあるわけですか。

○片桐電波政策課企画官 はい。

○林委員 わかりました。ありがとうございます。

以上です。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、私のほうから確認させていただきたいと思います。すなわち、最初のダイナミック周波数共用は非常に期待していることありまして、細かい点をお伺いさせて下さい。まず、ダイナミック共用にあたって、時間帯でエリアを切りかえると書かれているんですけど、どれぐらいの細かさで時間的に切りかえられるのか、また、エリアにつきましても、これは大体総通局ぐらいの単位で切りかえられるのか、もっと柔軟に切りかえられるのか、そのあたり細かいですけれども、具体的にどんな形で共用が進められていくのか、お伺いできればと思います。

○布施田電波政策課長 ご説明させていただきます。

現在、ダイナミック周波数共用システムの具体的なスペックを関係業者の方々に集まっていただいて、今、決めているところでございまして、その中で、

今、まさしく会長ご指摘の、どのくらいの頻度で切りかえはどうするのかという  
ことも、一つ大切な事項でございます。

資料の中では、衛星通信と携帯電話となっておりますが、もう一つ可能性  
がありますのは、放送事業者の番組中継用回線と携帯電話でございます。その  
場合、放送事業者の番組中継用回線のほうは、既存免許人で優先順位が高いこ  
とになります。ですので、放送事業者から言えば、すぐ報道で使いたいときに  
携帯電話事業者が何時間でとめられるのかというところが今、話題になってご  
ざいまして、その検討をした上で、使用したい人は何時間又は何日前にデー  
タベースにアクセスして許可をもらうとか、運用手続を決めていきたいとい  
うところでございます。

ということでございますので、今、まさしく詳細検討中ということでござ  
います。

○吉田会長 わかりました。じゃあ、エリアについても、放送の場合ですと、  
例えば放送局のカバーエリアとか番組中継用回線周辺とかが考えられ、そこら  
辺もこれから詰めていかれると。

○布施田電波政策課長 これもまさしく具体的に議論になっているところは、  
放送事業者でございまして、報道のために、例えば千代田区のどこそこで中継  
回線を使うときに、どれだけのエリアの携帯電話に影響が出るのかとか、その  
範囲についても今、検討しているところでございます。

○吉田会長 わかりました。

もう一点、非常にささいなんですけど、4番目の4K8K放送のご説明のと  
ころで、6ページの右側のところに金額が書かれているんですけど、平成31  
年度の予算額が9.1億円で約3万世帯なのに対して、令和2年度は、同じ3万  
世帯に対して11億円と、金額が違っているのはどういう経緯なのでしょう  
か。

○説明補助者 補助予定世帯数はいずれも約3万世帯となっておりますけれ

ども小数点以下は四捨五入しており、令和2年度は3万世帯を超えていますが、令和元年度は2万世帯後半になってございます。

○吉田会長 わかりました。令和2年度は、一応目標として約3万世帯施工すれば、これぐらいの金額がかかるということなわけですね。

○説明補助者 おっしゃるとおりです。

○吉田会長 わかりました。ありがとうございます。

○長田委員 関連でよろしいですか。

○吉田会長 どうぞ。

○長田委員 今の支援事業なんですけれども、どうして人気がないのかなと思っていた1つに面倒くさい、とても大変というのを幾つかのネット上で見たんですけれども、手続とか、それから、テレビを買う前、4K 8Kが映るテレビがないと工事がちゃんとできているかどうか分からないということとか、課題がいろいろ書かれていて、今後これが、法律がとおって延期が決まったところで、少しユーザー側に寄り添った使い方ができるように工夫も、ぜひしていただければいいなと思いました。

○片桐電波政策課企画官 ご指摘は承らせていただきます。

○吉田会長 よろしく願いいたします。

ほかに、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにないようでしたら、本報告事項につきましては終了いたします。どうもありがとうございました。

## (2) 令和2年度の電波の利用状況調査

○吉田会長 それでは、次に報告事項「令和2年度の電波の利用状況調査」につきまして、布施田電波政策課長からご説明をお願いいたします。



○布施田電波政策課長 令和2年度の電波の利用状況調査、先ほどご説明させていただきました、実施方針に当たるものを報告させていただきます。

まず、調査対象でございますが、714MHz以下の周波数を利用する無線局でございます。航空、船舶、防災無線などでございます。

対象となる無線局でございますが、令和2年4月1日に開設している無線局でございます。参考で、3年前、29年度の調査時点では、無線局数が約350万局ございました。私たちの推計では、現在380万局ぐらいになっていると見ているところでございます。

調査方法でございますが、左側にありますとおり、PARTNER、これは総合無線局管理ファイルという私たちが持っているデータベースでございます。こちらを調査いたしまして、無線局数の増減などを調査いたします。また、無線局の免許人に調査票を送りまして調査をするというものがございます。また、電波の発射状況調査もいたします。この3本立てとなっているところでございます。

調査票の調査につきましては、年間の運用時間などを免許人に聞くものでございまして、システム単位で調査をいたします通常の調査と、無線局単位で調査をする重点調査がございます。重点調査につきましては、運用時間等を把握するために発射状況調査も実施するところでございます。重点調査の対象は、先ほどご説明もいたしましたが、新たな電波利用システムに需要があるもの、また過去の調査で移行があまり進んでいないものなどをシステムとして選定するものでございます。後ほどご紹介いたします。

4点目が評価の方法でございます。評価につきましては、基本方針を告示で定めているところでございます。まず、各電波利用システムの調査結果を分析いたします。これがいわゆる無線局数の増減等でございます。また、2つ目でございますが、社会的重要性ですとか災害時の運用確保などの運用管理取組状

況も評価いたします。重点調査の対象システムに限ってでございますが、時間的に有効活用しているか、エリア的に有効活用しているかの度合いを分析いたしまして、総合評価を行うものでございます。

次のページをご覧ください。

調査結果と評価結果案の作成でございます。こちらは、各総合通信局の管轄区域ごとに周波数の特性などを勘案いたしまして、幾つかの周波数帯ごとに調査結果、評価結果を作成していくとしてございます。

6点目にスケジュールを書いております。この表は3段になってございます。一番上が令和元年度の調査でございます。3区分でやっている調査の最後の年になりますが、こちらにつきましては昨年、調査票の結果を収集してございますが、評価案につきましては、7月ごろに電監審に諮問させていただく予定でございます。

令和2年度の調査でございますが、今年の4月1日を基準日といたしまして調査をしていきます。結果は来年になりますが、令和3年7月ごろの諮問を予定してございます。

また、3段目には毎年行っております携帯電話、全国BWAの調査でございます。こちらにも4月1日を基準日としてさせていただきまして、こちらにつきましては、今年の10月ごろ電監審に評価結果案を諮問する予定でございます。

この表の下に注書きで書いてございますが、この調査のほかに臨時調査を2つ、令和元年度は実施してございます。1つ目が、電波利用料減免対象の公共用無線局の調査でございます。昨年の電波法改正におきまして、電波の能率的利用に資する技術を使っていない、効率的な運用をしていない公共用無線局からも電波利用料を徴収することができるという規定が入ってございます。それに関する調査を実施しているところでございます。もう一つは、5Gの追加候

補周波数帯を検討していくための参考とするための5Gなどの新たな電波利用システム導入に向けた調査、こちらを臨時調査として実施しているところがございます。さきの公共用無線局に対する調査は5月ごろを予定し、5G等の臨時調査につきましては9月ごろを予定して、評価結果案を諮問させていただき予定でございます。

次の3ページ目をご覧ください。

令和2年度から取り組みます重点調査の対象システムでございます。こちらは3点挙げてございます。

1点目は、200MHz帯の公共ブロードバンドでございます。公共ブロードバンドシステムでございますが、こちらは公共安全LTEとの相互補完性について、今後、調査検討を実施していくということでございますので、新たな電波利用ニーズが期待されているというところで、無線局ごとの調査をしたいと考えてございます。こちらの対象となるのは約90局を想定してございます。

2つ目が、マリンホーンでございます。こちらの無線局数は、実は減少していったでございます。古いスプリアスの規格の使用期限が令和4年11月30日となつてございまして、それまでにほかの無線システムに移行していただくという予定になってございます。現在、まだ11局が残つてございまして、その11局の下に800端末ぐらいございます。そちらの動向を調査いたします。マリンホーンは350MHz帯でございます。

3点目の調査対象システムでございますが、400MHz帯にあります、アナログ地域振興MCAでございます。こちらは今、アナログ方式からデジタル方式への切りかえをお願いしているところでございます。また、先ほどご紹介いたしましたマリンホーンの代替システムとなるものでございます。こちらの局の動きを調査してまいります。こちらは対象局数で言いますと、基地局を対

象にいたしますので、約1,000局の基地局がございます。1,000局の下に1万3,000台ぐらいの端末があるものでございます。こちらを重点調査として、無線局単位ごとに動向を調査いたします。

最後、4ページ目でございますが、こちらは調査票を配って通常調査を行う対象システムでございます。周波数再編アクションプランに、多くのものはデジタル方式への移行が推奨されているものでございますので、こちらはシステムごとの調査をさせていただきます。

以上、ご説明した内容に沿って、令和2年度の電波利用状況調査を進めていく予定でございます。

説明は以上でございます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○林委員 1点、よろしいでしょうか。

○吉田会長 どうぞ。

○林委員 ご説明ありがとうございました。最後の通常調査のところなんですけれども、防災行政無線の同報用の市町村の整備の話が出て、デジタル化への移行を促進できるように、機器の低廉化だとかというのを調査していくところがあつたと思うんですけども、真ん中あたりです。これは、かねがねデジタル化された防災行政無線の整備率は必ずしも高くない、確か50%台だつたと思います。

防災行政無線の整備率で見るともっと高いと思うんですけども、デジタル化の移行がなかなか進まない。かつ自治体によって、整備率のばらつきが非常に大きいと思います。例えば、北海道は、他の自治体と比べて面積が広いので、他と比べて整備率が低いとかということがあり、これは自治体の財政の問題も

あって、デジタル無線に整備を進めるといっても、なかなか一筋縄ではいかないと思います。そういう中での今回の調査ということで、これ自体非常に意義があると思うんですけども、ただ、デジタル化への移行を電波の有効利用の観点から進めるに当たって、まだまだデジタル無線の整備率が現状十分に高くない、全国平均で5割を少し超えている程度である、という点についての問題意識・課題といったものについて、どの程度共有されているのか、もしかしたら、この調査の範囲から超えるかもしれませんが、ご教示いただければと思います。

○布施田電波政策課長 ありがとうございます。4ページ目の中ほどにあります。市町村防災用同報無線、60MHz帯が主流でございますが、この件でございます。

ご指摘のとおり、デジタル化を促しているところでございますが、実際には調達・運用する自治体の意向によるところがかなり大きいところでございます。実態といたしましては、60MHz帯の防災用無線のシステム全体が、まず、運用できるのが大体10年ぐらいでそれを目途に入れ換えしていきます。これから、以前導入したものを徐々に入れ換えをしていくのですけれども、現状におきまして、更新をするときには、基本的にデジタル方式のシステムを導入していただきますし、現在、デジタル方式のシステムにつきましても、各メーカーが規格を標準化に向けて統一することによって、受信機側のほうで安くなっていくという低廉化の動きもございますし、送信機側も基本的に低廉化してございますので、これから各自治体において更新時期が来ますので、それに合わせてデジタル方式のシステムが導入されていくと考えているところでございます。

そのためにも、今回、この調査で数年後のデジタル化の予定なども聞いていきたいと思っております。

○吉田会長 よろしいでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。規制改革会議等でも、いわゆるデジタル無線の問題は、必要性を含めて整備率の話は非常に批判にもさらされているところでもありますので、そのためには、丁寧に調査をやっていることは対外的なアピールと説明をしっかりお願いしたいと思います。

○布施田電波政策課長 昨年、災害が多かったこともありまして、防災行政無線の重要性も再認識したところでございますので、ご意見いただきましたとおり、しっかり進めていきたいと思っております。

○林委員 よろしくお願ひいたします。

○吉田会長 今の林委員のご質問に関連いたしまして、4ページに通常調査の対象となるいろいろなシステムが挙げられているのに対して、3ページには、今回重点調査をされる3つのシステムが選ばれており、それぞれについてご説明いただいたところですが、これら重点調査の対象を選ぶ基準は、どのようになっているのでしょうか。一見したところ、例えば4ページの中の、今、林委員からご指摘があったシステムなども候補になり得るのかと思ったんですけれども。

重点調査の対象に選ばれる基準ですが、緊急性とかさまざまな観点から総合的に判断して、今回はこの3つにしようということで選ばれたんでしょうか。そのあたり、支障のない範囲でご説明願えますでしょうか。

○布施田電波政策課長 まさしくご指摘のとおりでございます。重点調査に選んだものにつきましては、使用期限が確実にあって対処しなくてはならないものですとか、局数が極端に減ってきていて、ほんとうにゼロになるのが間近になっているものは計画としていつになったらゼロになるのかということを見たいということもありまして、対象とするものでございます。

確かに通常の調査のほうでも、システム全体で目標を定めて、デジタル方式

への移行を推進していくものはあるのですけれども、こちらのほうは使用期限とかございまして、重点調査の対象とさせていただくものでございます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、ほかにないようでしたら、本報告事項につきましては終了いたします。どうもありがとうございました。

### (3)「周波数再編アクションプラン」の見直し

○吉田会長 それでは、次に報告事項「周波数再編アクションプランの見直し」につきまして、布施田電波政策課長からご説明をお願いいたします。

○布施田電波政策課長 では、引き続き、周波数再編アクションプランの見直しにつきまして、ご説明させていただきます。

資料の2ページ目をご覧ください。

総務省では、新たな電波利用ニーズに応えるため、周波数再編を実施すべき内容を周波数再編アクションプランとして取りまとめ、毎年公表しております。例年は、先ほどご報告いたしました電波利用状況調査の評価結果を踏まえて、アクションプランの内容を更新するものでございますが、今回は昨年11月、ITUでの世界無線通信会議の結果を受けて見直すものとしたものでございます。また、あわせて情報通信審議会での検討結果も反映させていただいております。

具体的な改正内容につきましては、昨年9月に公表した内容から更新したところを中心にご紹介させていただきます。3ページ目をご覧ください。

周波数確保の状況でございますが、アクションプランでは、2020年度までに、5G等に利用可能な周波数帯として、約4GHz幅の周波数を確保することを目標にしてございます。これにつきましては、昨年12月にローカル5

Gに100MHz幅の周波数を確保したことで、現時点で合計約3.6GHz幅の周波数を確保しているところでございます。引き続き、ローカル5Gに4.6GHz帯や2.8GHz帯を追加周波数として割り当てることで、当初の目標を達成できる見通しとなっているところでございます。なお、5Gの追加割当てにつきましては、情報通信審議会の検討状況を踏まえ、令和3年度中の割当てを目指すこととしてございます。

次に4ページ目をご覧ください。

周波数アクションプランの重点的な取り組み項目を9つ挙げているところでございます。

まず、(1)5G等の円滑な導入に向けた対応につきましては、WRC-19の結果を踏まえ、国内では4.9GHzから5GHz帯の周波数などにおいて、既存システムへの影響に配慮しつつ、共用検討を実施してまいります。

②でございますが、広域な5Gエリアを確保するために、3.6GHz以下の低い周波数帯において、既存の4G、またはBWAに5Gを導入するための必要な制度整備を令和2年夏ごろまでに行っていきます。

③でございますが、ローカル5Gの追加割当てに向けて、4.6GHzから4.9GHz帯及び2.3GHzから2.9.1GHz帯の周波数共用検討を進め、令和2年度末までに割当てを実施していきます。

5ページ目をご覧ください。

ダイナミック周波数共用の推進についてです。令和2年度までにダイナミック周波数共用システムを構築して、電波法改正など所要の制度整備を行い、令和3年度からダイナミック周波数共用を実現することとしてございます。その適用先でございますが、まず、2.3GHz帯における放送事業用FPUや公共業務用無線局と携帯電話利用との間での運用調整ルールなどを定めてまいります。加えて2.6GHz帯、2.6GHz帯、3.8GHz帯も検討を進めまして、



令和2年度内に結論を得ることとしてございます。

6ページ目をご覧ください。

(3) 自動運転システムに向けた取り組みでございます。自動車と自動車、自動車と人など、自動車と全てのものをつなぐシステム、ここではV2X、Vehicle to Xでございますけれども、V2Xの通信環境を構築するため、5.9GHz帯における既存のシステムとの周波数共用等の検討を行い、V2X用通信を導入する場合の割当て方針につきまして、令和4年度内をめどに結論を得ることとしてございます。参考で、図で示してございますが、欧米では5.9GHz帯におけるV2X用の割当てについて検討が進んでいるところでございます。

(4) でございますが、5.2GHz帯の無線LANにつきましては、我が国では、衛星通信システムへの影響を考慮して、無線LANの台数管理をするために、登録局として運用してございます。WRC-19において、これを屋外で利用する共用基準が示されたことから、今後は自動車の中で、この周波数帯域でWi-Fi利用とされることを想定されますので、それを可能とするための技術的条件の検討を進めてまいります。

(5) でございますが、小型の衛星を数多く打ち上げて、通信ネットワークを構築する衛星コンステレーションでございます。これにつきましては、令和3年度からのサービス開始を目指し、令和2年度末までに制度整備を行うこととしてございます。

続きまして、7ページ目をご覧ください。

(6) でございます。WRC-19におきまして、衛星通信を用いた海上無線通信システムの規定が整理されたことを受けまして、我が国でも船舶間、船舶と陸上間で衛星通信、また海上通信を用いてデータ交換を行うシステム、VDESと申しますが、この導入に向けて、令和2年度に周波数割当て計画の改正など必要な整備を進めてまいります。

(7)でございますが、公共用周波数の有効利用促進に関して、令和2年度において、公共安全LTEの総合実証の結果を踏まえ、周波数割当てを含む制度面の検討を進めていくこととしてございます。

8ページ目をご覧ください。

(8)でございますが、ワイヤレス電力伝送制度整備に係る検討でございます。まず、空間伝送型でございますけれども、こちらは工場など屋内利用を想定いたしまして、920MHz帯、2.4GHz帯、5.7GHz帯で導入可能性につきまして、情報通信審議会で検討を行い、令和2年度内に制度整備を行ってまいります。

また、近接結合型のワイヤレス電力伝送でございますが、これまで高周波利用設備は1台1台で見ることが多かったのですが、多くのものをまとめて見られるように型式指定の拡大が望まれているところでございますので、こちらにつきましても、技術的条件などを検討してまいります。

(9)でございますが、電波利用状況調査の拡充でございます。電波の利用状況調査の公平性や透明性を確保するため、電波監理審議会に対して、調査の開始前の実施方針の報告を行うとともに、令和2年度からは調査周期を2年おきにする、また、重点調査の実施などを行っていくところでございます。

説明は以上でございますが、こちらの説明させていただいた内容につきましては、この後、報道発表を行いまして、明日から1カ月間意見募集をさせていただいて、5月の電波監理審議会におきまして、意見募集の結果も含めて、もう一度報告させていただきます。

以上でございます。

○吉田会長 ご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、委員の皆様方からご質問とかご意見等ございましたら、お願いいたします。

○兼松代理 よろしいでしょうか。

○吉田会長 はい。

○兼松代理 今回の見直しを拝見しましても、非常にますます電波のニーズが高まっていることに伴いまして、共用ですとか、非常に複雑な割当てが必要になってまいったという感じがしておりまして、まだ5Gも完全には実用化していない時点で、早くも6Gということも報道されておりますけれども、今後、ますます割当てが非常に難しくなっているのではないかと思うんですけれども、その辺は総務省のほうでしっかり検討されて、支障のないような配分を考えていかれるということかと思っております。

○布施田電波政策課長 いただいたコメントも考慮しながら、今後とも進めていきたいと思えます。

今回は、WRC-19という世界無線通信会議の結果を反映したものでございます。この会議が実は4週間という長丁場の会議でございまして、各国が5Gなど移動通信システムを拡張していきたいという陸上通信側と、一方で衛星通信の利用もすごく多くなってきてございまして、宇宙から電波を送る、また地上から宇宙へ電波を送るという衛星通信システムも拡充していきたいという衛星通信側の、この2つの意見の調整が非常に難しく、時間もかかっていたということでございますので、先生がご指摘のとおり、今後また複雑になっていくとは思いますが、対応していきたいと思えます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

ざっと拝見いたしましたところ、多岐にわたって非常に重要な課題が挙げられていると思えます。これからパブリックコメントにもかけられるということで、国民の皆様からどういうコメントが返ってくるか興味深いところでございます。

それでは、ほかに特にならなければ、本報告事項につきましても終了し

たいと思います。どうもありがとうございました。

以上で、総合通信基盤局の審議を終了いたします。総合通信基盤局の職員は退出をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

○吉田会長 それでは、情報流通行政局の職員に入室するよう、連絡をお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

○吉田会長 よろしいでしょうか。本日はテレビ局が審議冒頭のカメラ撮りをいたしますので、テレビ局に入室するよう、連絡をお願いいたします。

また、カメラ撮りには少し時間を要しますので、議事の進行を一時、中断いたします。委員の皆様はカメラ撮りの間、着席のまま、お待ちください。よろしく申し上げます。

(カメラ撮り)

## 諮問事項 (情報流通行政局)

(1) 日本放送協会に対する令和元年度国際放送等実施要請の変更

(諮問第11号)

(2) 日本放送協会に対する令和2年度国際放送等実施要請

(諮問第12号)

○吉田会長 それでは、審議を再開いたします。

諮問第11号「日本放送協会に対する令和元年度国際放送等実施要請の変更」、及び諮問第12号「日本放送協会に対する令和2年度国際放送等実施要請」につきまして、豊嶋放送政策課長からご説明をお願いいたします。

○豊嶋放送政策課長 放送政策課長でございます。諮問2件について、まとめて説明させていただきます。

まず、諮問第11号について、横判の説明資料に沿って説明をいたします。

本件、諮問2件とも、NHKの国際放送に関する実施の要請に関するものでございまして、諮問第11号は令和元年度の要請に関する変更を内容とするものでございます。諮問11号の説明資料でございますが、対象となる国際放送の概略を2枚ほど用意しております。

最初のページはラジオでございます。NHKのラジオ国際放送につきましては、15の区域に18の言語で、国内の送信所から海外中継局19カ所を使いながら、世界にラジオを発信しているところでございます。

一方、2ページ目でございますが、こちらはテレビの国際放送でございます。主に外国人向けのテレビ放送を発信しております。上にありますように、放送時間は外国人向けということで、英語が中心となったサービスでございます。外国の衛星41基を活用して、全世界に対して放送を提供しているということで、実際にはケーブルテレビやホテルなどでの視聴は可能という形で提供しているものでございます。

本件の実施要請の関係でございますが、3ページ目でございます。NHKに国際放送等の実施を要請することにより、我が国の文化、産業等の実情を海外へ紹介し、我が国に対する正しい認識を培うことによって、国際親善の増進及び外国との経済交流の発展等を図るとともに、在外邦人に対して必要な情報を提供することが目的でございますが、その概要がその下でございます。

総務大臣は、NHKに対して、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して、国際放送等を行うことを要請することができるということを、放送法65条で規定をしているところでございます。なお、要請をする場合については、67条に基づいて、国が費用を負担するというところでございまして、令和元年

度については、合計35.9億円という予算を計上しているところでございます。

ラジオの国際放送につきましては、昭和26年から毎年度、それと協会国際衛星放送と書いていますが、これは先ほど申し上げたテレビのことでございます。テレビの国際放送については、平成19年度以降、毎年度要請を行っておるところでございます。

この要請を受けまして、NHKは、自主放送と一体となって要請放送を実施しているところが現状でございます。

4ページ目ですが、諮問11号は、令和元年度の要請について変更を加えるというものでございます。WHOは本年1月30日に、新型コロナウイルス感染症につきまして、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態であると宣言いたしました。同日、日本におきましても、総理大臣を本部長とし、全国務大臣を構成員とする対策本部の設置が閣議決定をされまして、政府としての対策を進めているところでございますが、2月13日の対策本部におきまして、(1)から(5)までを内容とする新型コロナウイルスに関する緊急対応策を決定いたしました。

さらに、同月25日に基本方針を策定いたしました。基本方針の中身は(1)から(5)まででございます。国内・企業・地域等に対する情報提供、国内での感染状況の把握、感染拡大防止策、医療提供体制、水際対策等について示されましたが、これらの対策本部の決定の中で、感染が拡大している国に滞在する邦人への適切な情報提供、支援を行うこと、あるいは国民、外国政府及び外国人旅行者への適切迅速な情報提供を行い、国内での感染拡大防止と風評対策につなげるということが基本方針の中に記載をされているところでございます。

こういう状況のもと、NHKの国際放送は、外国に居住、滞在する邦人にとって、我が国から発信される極めて重要な情報元であるということや、我が国

の新型コロナウイルスの感染症に関する最新の状況の国際的理解の醸成にも資するということに鑑みまして、このたび放送法65条1項に基づきまして、NHKに対して令和元年度国際放送等実施の要請につきまして、放送事項として掲げる邦人の生命、身体及び財産の保護に関する事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項及びその他国の重要事項の放送に当たって、新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新状況に特に留意することを要請することといたしました。

具体的には5ページ以降をご覧ください。ラジオ、それとテレビそれぞれでございますが、まず、ラジオでございます。5ページ目をご覧ください。

右方が既に要請をいたしました令和元年度の要請でございます。左側が今回、新たに変更をつけ加える部分で、変更箇所には赤字で下線を引いています。先ほど申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新状況に特に留意することの旨を追加させていただくというものでございます。

同様に、テレビ国際放送につきましては、右側が既に発出した本要請でございます。左側が今回の追加ということで、上記事項の放送に当たっては、新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新の状況に特に留意することを追加したいということでございます。

以下、7ページ以降は関係する条文でございますので、ご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

続きまして、諮問第12号の説明資料をお開きいただきたいと思います。

内容につきましては、令和元年度の変更後の内容について、令和2年度についても同様の要請をしたいというのが内容でございます。

諮問第12号の説明資料のページを飛ばしていただいて、4ページがラジオ国際放送に関するものでございます。

先ほどの変更の要請がなされた前提で右側は書いております。右側の1、放送事項の(2)のところは、先ほど変更で追記された新型コロナウイルスの規定がございますが、令和2年度につきましても、全く同様の内容といたしたいと思っております。下のほうに赤字で、元年と違う部分がありますが、これは年号の違いによる期間の違う部分でございますので、内容は全く同じでございます。

同様に5ページ目、これはテレビについてですが、これについて同様のコロナに関する記載は、2年度についても記載をするという内容になっております。

簡単でございますが、説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○吉田会長 どうもご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明いたしまして、委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○林委員 よろしいでしょうか。

○吉田会長 どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。これは、たいへん結構なことで、1日も早く御対応をお願いしたいところですが、国際放送要請に関する予算は、今年度も来年度もこれまでと同じ35.9億円だったと記憶しておりまして、新型コロナウイルス感染症対策に「特に留意する」という場合、そこに割かれる費用もそれなりにかかってくるだろうと思われるのですが、予算的な裏付けが従前と変わらない中において、協会のほうで十分に対応していただけるのかどうか、あるいは予算的な手当てとして大丈夫なのか、その点はいかがでしょうか。もちろん、67条2項により、要請は、国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内ではなければならないとされているのは重々承知しているのですが、まさに今が新型コロナウイルス対策の正念場とされておりますので、少なくとも今は、限られた国際放送要請に関する予算を、新型コロナウイルス対策に集中



投下するぐらいの意気込みが必要だと思っております。以上です。

○豊嶋放送政策課長 よろしゅうございましょうか。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○豊嶋放送政策課長 予算の枠につきましては、今、ご指摘いただいたとおり、令和元年度及び令和2年度の所要の予算額と同額として計上しております。どちらも35.9億円となっております。

冒頭に申し上げましたように要請放送の実施は、毎年度行っており、それに必要となる経費予算も確保しているところでございます。今般は、要請の中に特に留意すべきことを追記したということであり、従来要請されている中での取り扱いについての留意事項という扱いでございますので、所要の予算のもとで実施が可能かと、我々としては思っております。

最終的な手続としては、要請をした上で、NHKにおける要請の応諾という形になりますけれども、我々としては、これまでの要請の枠組みの中で、今回、特に今年度及び来年度について留意すべき観点ということを追加した趣旨でございますので、経費的には従前の予算の中で、十分対応できるものだと理解しております。

○林委員 わかりました。十分対応可能だということを知って安心いたしました。ありがとうございます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

○日比野委員 関連してご質問させていただいてよろしいですか。

予算は去年と今年の部分はわかるんですが、趨勢的にはどういった状況なのでしょう。また、予算は、テレビ、ラジオとも少しずつパラレルに増えている状況なのか、テレビのほうがずっと増えてきている状況なのか、どうなのでしょう。

○豊嶋放送政策課長 直近のお話でございますと、例えば10年ぐらいの交付

金の予算額で見ていったところ、微増です。交付金の予算額で申し上げますと、例えば10年ほど前でございますと、税額で34億円ございました。途中、補正予算等々で臨時に、実は追加をしたことも過去ございますけれども、通年の予算でございますと大体その程度で、先ほど直近は35.9億円と申し上げましたので……。

○日比野委員 ほとんど変わっていないと。

○豊嶋放送政策課長 若干増えているというのが、ここ10年ほどの状況でございます。

○日比野委員 わかりました。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

○兼松代理 1点、よろしいでしょうか。

○吉田会長 どうぞ。

○兼松代理 令和元年度に関しましては、実施要請の変更ということになると思うんですけれども、放送法上は、特に変更に関する規定はなく、65条1項に基づいて要請するということになるかと思うんですけれども、そうしますと変更というのは随時必要が生じると、65条1項に基づいて行うということになるのでしょうか。

○豊嶋放送政策課長 ご指摘のとおりでございまして、変更した内容で要請をするという手続になります。ご参考までに、要請事項を過去、いわゆる変更とどうか追加をさせていただいたケースが何度かございまして、それは同様の処理で対応させていただいているところでございます。

○吉田会長 よろしいでしょうか。

NHKの国際放送につきましては、従来からラジオの国際放送、テレビの国際放送ともに、海外にいる人にとっては信頼ができて非常にフェアな情報源として、非常に期待されているというふうに伺っております。つきましては、今

回、こういった新型コロナウイルスによる緊急的な状況を踏まえまして、NHKの国際放送を利用して、海外にいらっしゃる多くの皆様方に正確な情報を提供していただくことは非常に適切ではないかと思っておりますので、ぜひNHKに、今回、諮問の案件のとおり、要請していただければと感じたところでございます。

ほかに特にご意見等ないようでしたら、諮問第11号及び第12号は諮問のとおり、変更及び要請することが適当である旨の答申を行いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。ありがとうございました。

(3) 放送法施行規則の一部を改正する省令案(放送設備のサイバーセキュリティ確保に関する制度整備)

(諮問第13号)

○吉田会長 それでは続きまして、諮問第13号「放送法施行規則の一部を改正する省令案(放送設備のサイバーセキュリティ確保に関する制度整備)」につきまして、塩崎放送技術課長からご説明をお願いいたします。

○塩崎放送技術課長 放送技術課の塩崎でございます。諮問第13号の説明資料に基づきまして、放送法施行規則の一部を改正する省令案についてご説明させていただきます。

最初の1ページ目でございますが、今回の省令改正は昨年12月の情報通信審議会の答申を踏まえまして、放送設備のサイバーセキュリティ対策に関する技術基準を整備するものでございます。

それでは、2 ページ目以降で諮問の背景や改正内容についてご説明させていただきます。

放送設備の安全・信頼性対策につきましては、現在、地上放送、衛星放送、有線放送に共通な規定といたしまして、省令におきまして、予備機器の配備、停電対策、故障検出など12項目が定められているところでございます。

放送設備のサイバーセキュリティ対策につきましては、現在、法令上、明文化された規定はないという状況でございます。各放送事業者がそれぞれ対策を講じているといった状況でございます。今般、政府のサイバーセキュリティ戦略等を踏まえ、また今年、東京オリンピック・パラリンピック大会が開催されることも見据えまして、放送分野で統一的なサイバーセキュリティ対策を講じるための技術基準を規定しようというものでございます。

それでは、3 ページ目をご覧くださいと思います。

現行の放送設備のネットワーク構成についてでございますが、大きく2つに分かれております。1つは放送の本線系と呼ばれる、放送番組を視聴者に届けるためのネットワークと、もう一つは、各放送設備の故障検出や設備切替などを行う監視制御等のためのネットワークでございます。

今回、整備するサイバーセキュリティ対策につきましては、情報通信審議会の答申で示されました5つの措置事項を反映することにしてございます。具体的な措置事項につきましては、右下の枠で囲んだ部分をご覧くださいと思います。

1つ目でございますが、放送本線系は片方向の送信で構成されたネットワークであることから、送信の起点となる番組送出設備において、インターネットのような第三者がアクセス可能な外部ネットワークから隔離できる措置を講じる必要があるという点でございます。

2つ目でございますが、監視・制御系につきましては、電気通信事業者の回線

を使用するケースが多いことから、専用回線ですとかVPNの設定、それから利用者のアクセス管理等の措置を講じる必要があるという点でございます。

3つ目でございますが、設備の導入時や運用・保守時に、外部から持ち込まれるソフトウェアに関する点検の観点から、外部ネットワークから分離または遮断をするための措置、また、不正プログラムの侵入を防ぐための措置を講じる必要があるという点でございます。

4つ目でございますが、放送設備に電子媒体等を接続するときは、ウイルスが入っていないことなどを事前に確認してから使用するなど、物理的なアクセス管理のための措置を講じる必要があるという点でございます。

5つ目でございますが、サイバーセキュリティ対策に関する組織体制の構築や業務の実施に係る規程、それからマニュアルなどを整備することが必要であるという点でございます。

以上が、情報通信審議会の答申で求められた5つの措置事項になります。

今般の省令改正では、サイバーセキュリティの確保のために必要な措置が講じられていなければならないという規定としておりまして、今回、省令改正と合わせて整備いたします、放送法関連審査基準に、ただいまご説明しました具体的な措置を明示するということにはしてございます。

それでは4ページ目をご覧くださいいただければと思います。

諮問事項ということではありませんが、今回の省令改正に合わせて、設備に関する報告様式を変更いたしますので、簡単にご説明をさせていただきます。

放送事業者は、年に1回、または2回、放送停止事故の状況等を総務大臣に報告することとなっております。そのときに用いる報告様式のイメージが右側の図になります。様式には表がございますが、表の左から3番目の列、「発生区分」という欄がございますが、この欄に赤字で示しましたように、今回、新

たに「サイバー事案」という区分を設けることとしてございます。これまで、サイバー事案による放送停止事故につきましては、「その他」の区分ということにしておりましたが、今後は「サイバー事案」に起因するものであることが明示されるようになります。

それでは、5ページ目をご覧くださいいただければと思います。

今回の改正案につきまして、1月22日から2月20日まで意見募集をした結果についてご説明いたします。

法人から4件、個人から1件の計5件の意見提出がございましたが、いずれも本改正案に賛成する旨のご意見でしたので、これらの意見を踏まえた案の修正はございません。

次に、6ページ目は参照条文、7ページ目は諮問書ということになりますので、説明は割愛させていただきます。

8ページ以降が省令改正案になります。9ページ目の省令改正案の新旧対照表をご覧くださいいただければと思います。上段の太字で記載させていただいている部分が、今回、諮問をさせていただく改正案ということになります。

なお、条文の1行目でございますが、「放送設備及び当該放送設備を維持又は運用するために」ということになってございますが、意見募集をした際、「放送設備又は当該放送設備を維持若しくは運用するために」してございました。ただ、今回の制度整備は、放送設備と、それを維持・運用するための設備の両方にセキュリティ対策が求められるものであるということから、「又は」ではなく「及び」と修正をしております。

今回の改正案につきまして答申をいただきましたら、速やかに改正する予定としてございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対しまして、委員の皆様方からご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○日比野委員 よろしいでしょうか。

○吉田会長 どうぞ。

○日比野委員 これは、その他ということなのかもしれませんが、実際には、サイバーセキュリティ事案で、重大な放送関連の事故というのはあったんですか。

○塩崎放送技術課長 これまでのところ、サイバー事案はないと認識しております。

○日比野委員 わかりました。ありがとうございます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

今回は、放送の根幹にかかわる放送の設備のサイバーセキュリティをしっかりと確保しようということで、大変結構ではないかと思えます。一方、今回対象となっていない放送周りで言いますと、例えばF P Uとか、さらには、最近ですと、インターネットの同時放送などもあるわけですが、今回は、要はほんとうに放送の根幹にかかわるところのサイバーセキュリティをまずはしっかりと確保して、それ以外は、また別途個別に対応していくという感じで理解してよろしいのでしょうか。

○塩崎放送技術課長 はい、そうでございます。

○吉田会長 わかりました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご意見等ないようでしたら諮問第13号は諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。ありがとうございます

いました。

(4) 株式会社スター・チャンネルの放送事項の変更の許可

(諮問第14号)

○吉田会長 それでは続きまして諮問第14号「株式会社スター・チャンネルの放送事項の変更の許可」につきまして、吉田衛星・地域放送課長からご説明をお願いいたします。

○吉田衛星・地域放送課長 衛星・地域放送課でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

諮問第14号説明資料をご覧ください。

株式会社スター・チャンネルによる衛星基幹放送業務の放送事項の変更の許可に係る諮問でございます。

2ページを飛ばしていただきまして、3ページ、4ページ目でご説明をさせていただきたいと思っております。

経緯のところでございますが、株式会社スター・チャンネルは、衛星基幹放送事業者として、BSの右旋の帯域におきまして、スターチャンネル1から3の3つの番組において、映画等を放送してございます。

今般、視聴者ニーズにより的確に対応していきたいということで、スターチャンネル1及びスターチャンネル3の番組につきまして、放送法第97条第1項の規定に基づく放送事項の変更の許可申請が出てきているところでございます。

具体的な申請内容については、下の表のとおりでございまして、右側が現在の放送事項、また、左側が新しい変更後の放送事項でございますが、スターチャンネル1につきましては、これまでの「映画」という記載に加えまして、「そ



の他ドラマ」についても記載したいということでございます。ただ、主に映画を流していくということに変更はございません。また、スターチャンネル3につきましては、右側でございますように、主として、現在は、「ハリウッドメジャー制作会社の作品のうち、日本語吹き替え版」を放送しているということでございますが、それを左側のように、「主として吹き替えの洋画」に加えて、「その他関連するドキュメンタリー、海外ドラマ等」も放送していきたいということでございます。

次に、4ページでございます。

審査の結果でございますが、2行目でございますように、放送事項の変更に つきましては、衛星基幹放送の業務の同一性が失われていないかという観点から審査をさせていただいております。具体的には、現在の放送事項の内容を大幅に変えることなく、内容の一層の充実を図るものであり、業務の同一性が失われるものではないということが認められることから許可することとしたいと考えております。

細かい話ですが、下の米印のところでございますように、これまでの放送事項である映画、あるいは洋画の吹き替え版の比率は、引き続き最も多いということになりますので、同一性は失われないと判断させていただいた次第でございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、本日、答申をいただきましたならば、速やかに許可をさせていただきたいと考えてございます。

5ページ以降は、BS右旋帯域のチャンネル配列図、参考条文、審査事項、審査の結果の内容となっておりますので割愛させていただきます。

以上でございます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございましたら、お

願いたします。

○兼松代理 よろしいでしょうか。

○吉田会長 はい。

○兼松代理 業務の同一性の判断なんですけれども、今回は娯楽という大きなくくりの中に映画とドラマということで、比較的わかりやすいかなという気はいたしますけれども、例えば、報道もやりたいですとか、全く娯楽でないものが入ってくるということになりますと、業務の同一性というところからずれていくということになるのでしょうか。

○吉田衛星・地域放送課長 ありがとうございます。ケース・バイ・ケースにはなってくると思いますが、基本的に放送事項の変更許可に係らしめている趣旨は、認定のときの認定した内容から大きく変わるということになりますと、まさに認定の趣旨が没却されますので、そういう観点から、ジャンルが大きく変わっていないか等を含め、総合的に判断をしていくことになろうかと思えます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

ざっと拝見したところ、特に問題なくお認めしてよさそうに思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

それでは、諮問第14号につきましては、諮問のとおり許可することが適当である旨の答申を行います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。

## 報告事項（情報流通行政局）

(1) V-Lowマルチメディア放送の終了

○吉田会長 それでは、次に報告事項になりますが、「V-Lowマルチメディア放送の終了」につきまして、井幡地上放送課長からご説明をお願いいたします。

○井幡地上放送課長 地上放送課長の井幡でございます。よろしくお願いたします。

V-Lowマルチメディア放送の終了につきまして、ご報告をさせていただきます。

資料2ページをご覧ください。V-Lowマルチメディア放送でございますが、2011年の地デジ化に伴いまして、効率化されました周波数99MHzを超え108MHz以下までの、この一部を利用して行われておりました、いわゆるデジタルラジオ放送でございます。

3ページをご覧ください。V-Lowマルチメディア放送の事業のフォーメーションでございます。エフエム東京が26.6%出資しております、ジャパンマルチメディア放送の下に、ハード、ソフト分離の形で100%出資のハード事業者VIP、それから、各ブロック単位でジャパンマルチメディア放送が出資しておりますソフト会社、東京マルチメディア放送をはじめとする6つのソフト事業者が事業を実施するという形で、これまで事業を行ってきたところでございます。

2ページにお戻りいただきまして、こちらのサービスにつきましては、2016年の3月以降、ブロック単位で順次放送が開始されてきたところでございます。

しかしながら、デジタルラジオ放送、i-dioというブランドでやっておりましたが、普及がなかなか進んでこなかったという状況でございます。また、

財務に関して申し上げますと、エフエム東京の減損処理をはじめといたしまして、関連会社等の経営状況、財政状況が非常に厳しい状況になっているということをごさいます、昨年の12月に、一般向けの放送を本年3月31日をもって終了するということが公表されたところでございます。

ただ、他方で、3つ目の段落にございますが、デジタルラジオ放送につきましては、自治体向けのサービスということで、災害情報伝達システム、V-A L E R Tというブランドで提供しておりますが、こちらもこれまで事業を行ってきたところでございます。一般向けの放送は終了いたしますが、V-A L E R Tにつきましては、地域の防災体制に空白が生じてはまずいということで、既にV-A L E R Tを導入している4つの自治体、こちらにございますように、福島県の喜多方市、東京都あきる野市、静岡県焼津市、兵庫県加古川市でございますが、この4地域については、V-A L E R Tに代わる新たな代替サービスの提供、それから補償に係る協議、調整がまだ引き続き行われているということでございます。

従いまして、一般向けの放送終了後も、V-A L E R Tについては各自治体が代替策に移行するまでの期間については、当面はV-A L E R Tサービスを提供するというところでございます。

なお、3月31日をもって終了することに関しまして、V-A L E R Tに関連しないソフト事業者でございます東京マルチメディア放送以下3つのソフト会社については、認定の廃止手続、それからハード事業者でございますV I Pについても不要となる無線局の廃止手続を行う予定となっておりますので、事務的に手続を進めて参る予定です。

以上でございます。

○吉田会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたらお願い

いたします。

○林委員 よろしいでしょうか。

○吉田会長 はい。

○林委員 2頁のところで、自治体へのV－A L E R Tの提供についてですが、兵庫県の加古川市で行われたV－A L E R Tと災害情報伝達に関する実証事業が実施されたときの報告書に関心がありまして、それを読んだことがあるのですが、報告書のなかではV－A L E R Tを普及していく中での様々な課題と改善策が指摘されていまして、V－A L E R Tにかける自治体の意気込みも読み取れたわけですが、これはおそらく他の自治体も同様だと存じます。今回、代替策の提供や補償に係る協議・調整が行われている状況とのことですが、単に代替りのものを提供するとか、損害の補償をするとか、といった撤退策に矮小化させるのではなくて、V－A L E R Tのこれまでの自治体の熱意が無駄にならないよう、これまでに浮かび上がったV－A L E R Tの課題と改善策が生かされるような移行策を期待したいところですので、総務省も可能な限りでご指導をお願いできましたら幸いです。

以上です。

○吉田会長 大変重要なお指摘かと思えます。資料にはV－A L E R Tの代替策の候補案も書かれていますが、代替の設備が正式に決まるまではしばらくは継続されるということですね。

○井幡地上放送課長 そうですね。他方でハードの免許、ソフトの認定につきましても、それぞれ5年間という期間がございますところ、ハードにつきましても、次の再免許を越えてというのはなかなか難しいかなと思っておりますので、その期間内でできるだけスムーズに、迅速に移行できるように、ということと考えております。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

○兼松代理 よろしいでしょうか。

○吉田会長 どうぞ。

○兼松代理 V-Lowマルチメディア放送は実質的に4年しか続かなかったということで、非常に残念な結果に終わったと思っておりますけども、今後V-A L E R Tが終了した後は、ここは空きになるわけで、また新たな使い方を考えなければいけないと思うんですが、今後、このようなことがないように、ビジネスとしての成功可能性とか実行可能性ということをよく考慮した事業が参入できるように、総務省のほうとしてもご審査をお願いしたいなど、要望でございますけども、思っております。

○吉田会長 今のご質問に関連いたしまして、そもそもV-Lowマルチメディア放送がうまくいかなかった理由というのは、何が一番大きいんでしょうか。いわゆるスマートフォンがこのように発展するのが読めなかったという話はあるんですけども。

○井幡地上放送課長 やはりそれが一番大きいかと思っております、スマートフォンがこれだけ普及していく中で、移動受信用のサービスということで考えますと、専用の新たな受信端末が必要となるサービスは、なかなかスマートフォンとの競争関係の中では厳しかったというのが一番大きな要因かと思いません。

○吉田会長 ただ、このサービスの具体的な認定が始まったころ、私もぼんやり覚えているんですけど、そのころ既にスマートフォンがかなり伸びるという予測がなされており、実際に伸びかけていた時期じゃなかったかと思うんですけども。したがって認定の際に、コンテンツとしてかなりアトラクティブなもの、すなわち皆さんを強く引きつけるような魅力的なものをやらないと、なかなか将来厳しくなりますよといったコメントなんかもしたように思うのですが、結果的にはスマートフォンのユーザーを取り込むようなコンテンツが提供

できなかったということなんですか。

○井幡地上放送課長 エフエム東京をはじめ、関係の事業者はスマートフォンでも受信できるように努力もされたんですが、そこもなかなかうまくいかなかったということもございまして、今、会長がご指摘のように、コンテンツとしても必ずしもそこまで魅力的なものではなかったということも要因の1つではないかと思います。

○吉田会長 非常にいい周波数だっただけに、こういう形になってしまったことを大変残念に思います。さっき兼松会長代理からも発言がありましたけれども、この後、この良い周波数を活かした、国民の皆様喜んでいただけるような利活用の道が開けることを期待しております。

○井幡地上放送課長 承知しました。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

特にないようでしたら、本報告事項については終了いたします。どうもありがとうございました。

以上で、情報流通行政局の審議を終了いたします。情報流通行政局の職員は退出をお願いいたします。

(情報流通行政局職員退室)

## 閉 会

○吉田会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。答申書は所定の手続により、事務局から総務大臣宛て提出してください。

なお、次回の開催日時は4月17日金曜日の15時を予定しています。

それでは、本日の審議会を終了いたします。長時間どうもありがとうございました。

